

2016 年 6 月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部

輸出コンテナ総重量確定方法制度化（改正 SOLAS 条約）に関するお願い②

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

本年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS 条約により、7 月 1 日以降に船積みする日本発輸出コンテナの総重量確定情報を、船積み前に船会社（ターミナル）に提供することが義務付けられます。これに伴い、下記の通りご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 【弊社の対応】

国土交通省に対して『届出荷送人』及び弊社の重量確定現場においては、
『登録確定業者』としての登録を完了致しました。

2. 【FCLの場合】

お客様のご手配でコンテナに貨物の積み込みを行う場合は、搬入票に正確なコンテナ総重量を記載しご署名をお願い致します。コンテナ搬入票につきましては、当社宛てに S/I、D/R と共に FAX 又はメール にてご送付をお願い致します。

3. 【LCLの場合】

A) 関東地区（東京及び横浜）

- 内貨搬入の場合：弊社各施設にて重量の測定を行います。
- 外貨搬入の場合：お客様又は海貨業者様等にて計測された正確な重量を記載した『入庫報告書』、『貨物明細書』等を D/R、輸出許可書と共に現場へ FAX 又はメール にてご送付をお願い致します。

B) 名古屋地区

- お客様又は海貨業者様等にて計測された正確な重量を記載した『入庫報告書』、『貨物明細書』等を D/R、輸出許可書と共に現場へ FAX 又はメールにてご送付をお願い致します。

C) 大阪、神戸地区

- お客様又は海貨業者様等にて計測された正確な重量を記載した『入庫報告書』、『貨物明細書』等を D/R、輸出許可書と共に現場へ FAX 又はメールにてご送付をお願い致します。尚、お客様から検量のご要望があった場合に限り、有料にて検量の手配をいたします。検量が必要な場合は、事前予約が必要になりますので Booking の際に、検量が必要な旨、ご連絡頂きますようお願い申し上げます。

*** 上記、以外の搬入先におきましては、Booking の際に別途ご案内申し上げます。**

4. 【弊社倉庫にて重量を確定しない貨物お取扱いの場合】

今回の条約改正に伴い、それに合致する下記の不知文言に変更の予定です。

“Shipper’ s weight, load & count” “ Description, No of Package, weight unknown to the carrier”

5. 【対象コンテナについて】

7月1日以降、本船に船積みされるコンテナ分より。

法律で定められた方法により総重量が確定されていない場合は、当該コンテナの船積みができなくなる可能性もございます。問題が発生した場合、実費作業費用をご請求させて頂く可能性もございます。お客様には上記の点にご留意いただき、正確な重量計測のご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

尚、ご不明な点に関しましては、下記の営業担当までお問い合わせをお願い致します。

国際営業第一部	複合輸送一課	TEL	03-3238-6576
大阪営業第二部	国際課	TEL	06-6228-4355/4557

以上